

年 月 日

下水道排水設備指定工事店 指定申請書（新規・更新）

枚方市上下水道事業管理者

申 請 業 者	営業所所在地 商号又は名称 代表者氏名	〒 電話 () FAX ()
	本店所在地	〒 電話 () FAX ()

<添付書類>

1. 法人の場合

商業登記簿謄本(発行から3か月以内)、定款の写し(原本証明について記載したもの)、住民票記載事項証明書(代表者のもので発行から3か月以内)、代表者の経歴書、身分証明書(本籍所在地の市町村長発行の代表者のもので発行から3か月以内。日本国籍を有しない者にあつては、破産手続開始の決定を受けて復権していないものに該当していないことを誓約する書類)

2. 個人の場合

住民票記載事項証明書(代表者のもので発行から3か月以内)、代表者の経歴書、身分証明書(本籍所在地の市町村長発行の代表者のもので発行から3か月以内。日本国籍を有しない者にあつては、破産手続開始の決定を受けて復権していないものに該当していないことを誓約する書類)

3. 「営業所の平面図及び付近見取図」並びに写真

資材置場を別に行っている場合は、別途「資材置場の平面図及び付近見取図」並びに写真写真は、営業所(資材置場)の外部及び内部の状態がわかるもの数枚

4. 専属責任技術者名簿

5. 大阪府下水道協会または各市町村から交付を受けた下水道排水設備工事責任技術者証の写し(登録者全員分・表裏)

6. 主要設備及び器材一覧表

7. 下水道排水設備指定工事店従業員名簿

8. 下水道排水設備指定工事店証の写し

※新規申請時は、他市の下水道排水設備指定工事店証の写しを提出
(他市で下水道排水設備工事店の指定を受けている場合のみ)

※更新申請時は、枚方市の下水道排水設備指定工事店証の写しを提出

9. 誓約書

営業所の平面図及び付近見取図

平面図

面積 m^2

付近見取図

線 駅下車 バス・徒歩 分

電話

- (注) 1. 営業所の外部及び内部の状態がわかるもの数枚を添付すること。
2. 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
3. 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。
4. 資材置場を別にしている場合は、様式第3号-2を使用すること。

資材置場の平面図及び付近見取図

平 面 図

面 積 m^2

付 近 見 取 図

線 駅下車 バス・徒歩 分

電 話

- (注) 1. 資材置場の外部及び内部の状態がわかるもの数枚を添付すること。
2. 平面図は、間口及び奥行き寸法、資材の配置状況等を記入すること。
3. 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

専属責任技術者名簿

枚方市上下水道事業管理者

指定（登録）番号 第 号

営業所所在地 〒

商号又は名称

代表者氏名

電 話 ()

本店所在地 〒

電 話 ()

ふりがな 専属者氏名	住 所	登録番号	備考
	〒	第 号	
	〒	第 号	

<添付書類>

大阪府下水道協会または各市町村から交付を受けた下水道排水設備工事責任技術者証の写し（登録者全員分・表裏）

（注）専属責任技術者が多数のときは、様式第4号-2を使用すること。

年 月 日

専属責任技術者名簿

(あて先)
枚方市上下水道事業管理者

指定(登録)番号 第 号

〒

営業所所在地

商号又は名称

代表者氏名

電 話 ()

〒

本店所在地

電 話 ()

ふりがな 専属者氏名	住 所	登録番号	備考
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

(注) 専属責任技術者が多数のときは、続紙として、同様式を使用すること。

年 月 日

下水道排水設備指定工事店 従業員名簿

枚方市上下水道事業管理者

指定（登録）番号 第 号

〒

営業所所在地

商号又は名称

代表者氏名

電 話 ()

〒

本店所在地

電 話 ()

ふりがな 従業員名簿	住 所	備 考
.....	〒	
.....	〒	
.....	〒	
.....	〒	

(注) 従業員が多数のときは、続紙として、同様式を使用すること。

年 月 日

誓 約 書

枚方市上下水道事業管理者

指定（登録）番号 第 号

〒

営業所所在地

商号又は名称

代表者氏名

電 話 ()

〒

本店所在地

電 話 ()

私は、枚方市下水道排水設備指定工事店として指定されましたら、次の内容を履行することを誓約いたします。

1. 下水道法並びに枚方市下水道条例等の諸規程、諸規定及び命令は、必ず守り、誠実に履行します。
2. 私は、指定中の行為によって枚方市にご迷惑をおかけしました場合は、指定中はもちろん指定取り消し後であってもご指示に従い、速やかに適切な措置を取ると共に、もし枚方市に損害を与えたときは、直ちに賠償します。